

豊橋市監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年5月31日

|         |      |
|---------|------|
| 豊橋市監査委員 | 古池弘人 |
| 同       | 朝倉茂  |
| 同       | 星野隆輝 |
| 同       | 二村真一 |

令和2年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:公益財団法人 豊橋みどりの協会 公表番号:12号)

| 対象団体及び市所管課         | 区分   | 指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)   | 措置結果   | 措置通知年月日 |
|--------------------|------|---|--|---------|
| 公益財団法人<br>豊橋みどりの協会 | 指摘事項 | 花交流フェアに係る賃貸借契約において、業務委託の契約書となっているものが散見され、また、業務委託とすべき運転手付観光バスの借上を賃貸借として契約していたので、それぞれ業務内容を確認し、適正な事務処理をされたい。                       | 今後は、業務内容に則した契約書を作成するよう令和3年1月に関係職員による契約事務の勉強会を行った。  | R3.3.31 |
|                    | 意見   | 退職給付引当資産の運用において、資金の大半が中途売却を前提とした超長期債券で運用されているので、適切なポートフォリオに基づく運用に努められたい。  | 運用期間、運用額を鑑み、令和3年3月の資産管理検討会議において、豊橋市会計管理者など専門家の意見を取り入れたうえ、安全性及び収益性を考慮した運用に改めた。                        |         |
| 総合動植物公園<br>動植物園    | 指摘事項 | 植物園管理業務の修繕において、指定管理者管理水準書には「軽微な修繕(30万円程度)は、指定管理料の範囲で行うこと。」とあるが、30万円を超える修繕が行われていたため、同管理水準書に従い適正な運用をされたい。                         | 指定管理者管理水準書に基づき、植物園管理業務の軽微な修繕(30万円程度)については、金額により判断し指定管理料の範囲で行うよう令和3年1月に課内周知した。                        | R3.3.31 |
|                    | 指摘事項 | 指定管理業務に係る備品管理において、令和2年5月31日付けで令和元年度に購入した物品を一括して報告を受けたにもかかわらず、備品一覧に登録していなかったため、物品購入の都度報告を受けるとともに速やかに備品登録を行うようにするなど、適正な事務処理をされたい。 | 令和3年1月に指定管理者に対して、毎月の連絡調整会議において本市へ報告するよう指示するとともに、課内においては指定管理者からの報告後すみやかに本市備品台帳システムに登録するよう担当者への周知徹底した。 |         |
|                    | 意見   | 指定管理者指定申請書において、収支同額で作成すべき収支計画書が支出超過として作成されていたため、適切な収支計画を作成するよう指定管理者を指導されたい。   | 令和3年1月に開催した連絡調整会議において、今後は適切な収支計画にて報告するよう指導した。  |         |